

シックハウス対策関係告示案

シックハウス対策に係る告示案は、以下のとおりです。

【クロルピリホスを発散するおそれがない建築材料を定める件】

【第一種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件】

【第二種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件】

【第三種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件】

【ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な機械換気設備及び中央管理方式の空気調和設備の構造方法を定める件】

【ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる住宅等の居室又はその他の居室の構造を定める件】

【クロルピリホスを発散するおそれがない建築材料を定める件】

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十条の五第一項第一号の規定に基づき、クロルピリホスを発散するおそれがない建築材料を次のように定める。

クロルピリホスを発散するおそれがない建築材料は、クロルピリホスを添加した建築材料のうち、建築物の部分として使用した状態でその添加から五年以上経過しているものとする。

【第一種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件】

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十条の五第一項第二号の規定に基づき、第一種ホルムアルデヒド発散建築材料を次のように定める。

第一種ホルムアルデヒド発散建築材料は、次に掲げる建築材料（建築物の部分として使用した状態で五年以上経過しているものを除く。）とする。

- 一 合板（合板の日本農林規格（平成〇〇年農林水産省告示第〇〇〇〇号）に規定する合板のうち、ホルムアルデヒド放散量の性能区分がF〇〇〇〇（※ 現行のF_{c0}より放散量が少ない性能区分）、F〇〇〇（※ 現行のF_{c0}に相当する性能区分）又はF〇〇（※ 現行のF_{c1}に相当する性能区分）の基準に該当するもの及び表示の基準に基づき「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」又は「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」の表示がされたものを除く。）
- 二 フローリング（フローリングの日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第千七百七十三号）に規定するフローリングのうち、ホルムアルデヒド放散量の性能区分がF〇〇〇〇（※ 現行のF_{c0}より放散量が少ない性能区分）、F〇〇〇（※ 現行のF_{c0}に相当する性能区分）又はF〇〇（※ 現行のF_{c1}に相当する性能区分）の基準に該当するもの及び表示の基準に基づき「接着剤等不使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」、「ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」又は「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」の表示がされたものを除く。）
- 三 構造用パネル（構造用パネルの日本農林規格（昭和六十二年農林水産省告示第三百六十号）に規定する構造用パネルのうち、ホルムアルデヒド放散量の性能区分がF〇〇〇〇（※ 現行のF_{c0}より放散量が少ない性能区分）、F〇〇〇（※ 現行のF_{c0}に相当する性能区分）又はF〇〇（※ 現行のF_{c1}に相当する性能区分）の基準に該当するもの及び表示の基準に基づき「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」の表示がされたものを除く。）
- 四 ミディアムデンシティファイバーボード（日本工業規格（以下「JIS」という。）A五九〇五（繊維板）に規定するミディアムデンシティファイバーボードのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）、F〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）又はF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するものを除く。）
- 五 パーティクルボード（JIS A五九〇八（パーティクルボード）に規定するパーティクルボードのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）、F〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）

又はF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するものを除く。）

六 木材のひき板、単板、小片その他これらに類するものをユリア樹脂接着剤、メラミン樹脂接着剤、メラミン・ユリア共縮合樹脂接着剤、フェノール樹脂接着剤又はレゾルシノール樹脂接着剤により面的に接着し、板状に成型した建築材料（合板、フローリング、構造用パネル、ミディアムデンシティファイバーボード及びパーティクルボードを除く。）

七 壁紙（JIS A六九二一（壁紙）に規定する壁紙のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）の基準に該当するものを除く。）

八 次に掲げる塗料（工事現場で施工する場合に限る。）

イ アルミニウムペイント（JIS K五四九二（アルミニウムペイント）に規定するアルミニウムペイントのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）、F〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）又はF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するものを除く。）

ロ 油性調合ペイント（JIS K五五一一（油性調合ペイント）に規定する油性調合ペイントのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）、F〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）又はF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するものを除く。）

ハ 合成樹脂調合ペイント（JIS K五五一六（合成樹脂調合ペイント）に規定する合成樹脂調合ペイントのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）、F〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）又はF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するものを除く。）

ニ フタル酸樹脂ワニス（JIS K五五六二（フタル酸樹脂ワニス）に規定するフタル酸樹脂ワニスのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）、F〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）又はF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するものを除く。）

ホ フタル酸樹脂エナメル（JIS K五五七二（フタル酸樹脂エナメル）に規定するフタル酸樹脂エナメルのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）、F〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）又はF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するものを除く。）

ヘ 油性系下地塗料（JIS K五五九一（油性系下地塗料）に規定する油性系

- 下地塗料のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）、F〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）又はF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するものを除く。）
- ト 一般用さび止めペイント（J I S K五六二（一般用さび止めペイント）に規定する一般用さび止めペイントのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）、F〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）又はF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するものを除く。）
- チ 多彩模様塗料（J I S K五六六七（多彩模様塗料）に規定する多彩模様塗料のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）、F〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）又はF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するものを除く。）
- リ 家庭用屋内木床塗料（J I S K五九六一（家庭用屋内木床塗料）に規定する家庭用屋内木床塗料のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）、F〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）又はF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するものを除く。）
- ヌ 家庭用木部金属部塗料（J I S K五九六二（家庭用木部金属部塗料）に規定する家庭用木部金属部塗料のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）、F〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）又はF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するものを除く。）
- ル 建物用床塗料（J I S K〇〇〇〇（建物用床塗料）（※ J I S 制定予定）に規定する建物用床塗料のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）、F〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）又はF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するものを除く。）
- 九 次に掲げる接着剤（工事現場で施工する場合に限る。）
- イ 酢酸ビニル樹脂系溶剤形接着剤（J I S A五五三六（床仕上げ材用接着剤）、J I S A五五三七（木れんが用接着剤）、J I S A五五三八（壁・天井ボード用接着剤）、J I S A五五四七（発泡プラスチック保温板用接着剤）又はJ I S A〇〇〇〇（造作用接着剤）（※ J I S 制定予定）に規定する酢酸ビニル樹脂系溶剤形接着剤のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）、F〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）又はF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するものを除く。）

- ロ ゴム系溶剤形接着剤（J I S A五五三六（床仕上げ材用接着剤）、J I S A五五三八（壁・天井ボード用接着剤）、J I S A五五四七（発泡プラスチック保温板用接着剤）又はJ I S A〇〇〇〇（造作用接着剤）（※ J I S 制定予定）に規定するゴム系溶剤形接着剤のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）、F〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）又はF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するものを除く。）
- ハ ビニル共重合樹脂系溶剤形接着剤（J I S A五五三六（床仕上げ材用接着剤）又はJ I S A〇〇〇〇（造作用接着剤）（※ J I S 制定予定）に規定するビニル共重合樹脂系溶剤形接着剤のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）、F〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）又はF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するものを除く。）
- ニ 再生ゴム系溶剤形接着剤（J I S A五五四七（発泡プラスチック保温板用接着剤）又はJ I S A〇〇〇〇（造作用接着剤）（※ J I S 制定予定）に規定する再生ゴム系溶剤形接着剤のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）、F〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）又はF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するものを除く。）
- 十 次に掲げる接着剤（第一号から第五号まで、第十二号イ、ハ及びニ並びに第十三号イ及びハのかっこ書に掲げる建築材料に含まれるものを除く。）
 - イ 壁紙施工用でん粉系接着剤（J I S A六九二二（壁紙施工用でん粉系接着剤）に規定する壁紙施工用でん粉接着剤のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）の基準に該当するものを除く。）
 - ロ 建具用でん粉系接着剤で、ホルムアルデヒド水溶液を用いたもの
 - ハ ユリア樹脂接着剤
 - ニ メラミン樹脂接着剤
 - ホ メラミン・ユリア共縮合樹脂接着剤
 - ヘ フェノール樹脂接着剤
 - ト レゾルシノール樹脂接着剤
- 十一 次に掲げる仕上塗材
 - イ 内装合成樹脂エマルション系薄付け仕上塗材（J I S A六九〇九（建築用仕上塗材）に規定する内装合成樹脂エマルション系薄付け仕上塗材のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）の基準に該当するものを除く。）

- ロ 内装合成樹脂エマルジョン系厚付け仕上塗材（J I S A六九〇九（建築用仕上塗材）に規定する内装合成樹脂エマルジョン系厚付け仕上塗材のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）の基準に該当するものを除く。）
 - ハ 軽量骨材仕上塗材（J I S A六九〇九（建築用仕上塗材）に規定する塗用軽量骨材仕上塗材及び吹付用軽量骨材仕上塗材のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）の基準に該当するものを除く。）
 - ニ 合成樹脂エマルジョン系複層仕上塗材（J I S A六九〇九（建築用仕上塗材）に規定する合成樹脂エマルジョン系複層仕上塗材のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）の基準に該当するものを除く。）
 - ホ 防水形合成樹脂エマルジョン系複層仕上塗材（J I S A六九〇九（建築用仕上塗材）に規定する防水形合成樹脂エマルジョン系複層仕上塗材のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）の基準に該当するものを除く。）
- 十二 グラスウールを用いた建築材料で、次に掲げるもの
- イ グラスウール保温板、グラスウール波形保温板、グラスウール保温帯及びグラスウール保温筒（J I S A九五〇四（人造鉱物繊維保温材）に規定するグラスウール保温材のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）、F〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）又はF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するものを除く。）
 - ロ 浮き床用グラスウール緩衝材（イかつこ書に掲げる建築材料に含まれるものを除く。）
 - ハ グラスウール断熱材（J I S A九五二一（住宅用人造鉱物繊維断熱材）に規定するグラスウールの断熱材のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）又はF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するものを除く。）
 - ニ 吹込み用グラスウール断熱材（J I S A九五二三（吹込み用繊維質断熱材）に規定する吹込み用のグラスウールの断熱材のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）又はF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するものを除く。）
- 十三 ロックウールを用いた建築材料で、次に掲げるもの
- イ ロックウール保温板、ロックウールフェルト、ロックウール保温帯及びロックウール保温筒（J I S A九五〇四（人造鉱物繊維保温材）に規定するロッ

クウール保温材のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）、F〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）又はF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するものを除く。）

ロ 浮き床用ロックウール緩衝材（イに掲げる建築材料に含まれるものを除く。）

ハ ロックウール断熱材（J I S A九五二一（住宅用人造鉱物繊維断熱材）に規定するロックウールの断熱材のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）又はF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するものを除く。）

十四 ユリア樹脂断熱材及びユリア樹脂板

十五 メラミン樹脂断熱材

十六 メラミン・ユリア共縮合樹脂断熱材

十七 フェノール樹脂断熱材

【第二種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件】

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十条の五第一項第三号の規定に基づき、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料を次のように定める。

第二種ホルムアルデヒド発散建築材料は、次に掲げる建築材料（建築物の部分として使用した状態で五年以上経過しているものを除く。）とする。

- 一 合板の日本農林規格（平成〇〇年農林水産省告示第〇〇〇〇号）に規定する合板のうち、ホルムアルデヒド放散量の性能区分がF〇〇（※ 現行のF_{c1}に相当する性能区分）の基準に該当するもの
- 二 フローリングの日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第千七十三号）に規定するフローリングのうち、ホルムアルデヒド放散量の性能区分がF〇〇（※ 現行のF_{c1}に相当する性能区分）の基準に該当するもの
- 三 構造用パネルの日本農林規格（昭和六十二年農林水産省告示第三百六十号）に規定する構造用パネルのうち、ホルムアルデヒド放散量の性能区分がF〇〇（※ 現行のF_{c1}に相当する性能区分）の基準に該当するもの
- 四 J I S A五九〇五（繊維板）に規定するミディアムデンシティファイバーボードのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するもの
- 五 J I S A五九〇八（パーティクルボード）に規定するパーティクルボードのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するもの
- 六 次に掲げる塗料（工事現場で施工する場合に限る。）
 - イ J I S K五四九二（アルミニウムペイント）に規定するアルミニウムペイントのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するもの
 - ロ J I S K五五一一（油性調合ペイント）に規定する油性調合ペイントのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するもの
 - ハ J I S K五五一六（合成樹脂調合ペイント）に規定する合成樹脂調合ペイントのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するもの
 - ニ J I S K五五六二（フタル酸樹脂ワニス）に規定するフタル酸樹脂ワニスのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するもの
 - ホ J I S K五五七二（フタル酸樹脂エナメル）に規定するフタル酸樹脂エナ

メルのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するもの

ヘ J I S K五五九一（油性系下地塗料）に規定する油性系下地塗料のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するもの

ト J I S K五六二一（一般用さび止めペイント）に規定する一般用さび止めペイントのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するもの

チ J I S K五六六七（多彩模様塗料）に規定する多彩模様塗料のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するもの

リ J I S K五九六一（家庭用屋内木床塗料）に規定する家庭用屋内木床塗料のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するもの

ヌ J I S K五九六二（家庭用木部金属部塗料）に規定する家庭用木部金属部塗料のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するもの

ル J I S K〇〇〇〇（建物用床塗料）（※ J I S制定予定）に規定する建物用床塗料のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するもの

七 次に掲げる接着剤（工事現場で施工する場合に限る。）

イ J I S A五五三六（床仕上げ材用接着剤）、J I S A五五三七（木れんが用接着剤）、J I S A五五三八（壁・天井ボード用接着剤）、J I S A五五四七（発泡プラスチック保温板用接着剤）又はJ I S A〇〇〇〇（造作用接着剤）（※ J I S制定予定）に規定する酢酸ビニル樹脂系溶剤形接着剤のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するもの

ロ J I S A五五三六（床仕上げ材用接着剤）、J I S A五五三八（壁・天井ボード用接着剤）、J I S A五五四七（発泡プラスチック保温板用接着剤）又はJ I S A〇〇〇〇（造作用接着剤）（※ J I S制定予定）に規定するゴム系溶剤形接着剤のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するもの

ハ J I S A五五三六（床仕上げ材用接着剤）又はJ I S A〇〇〇〇（造作用接着剤）（※ J I S制定予定）に規定するビニル共重合樹脂系溶剤形接着剤のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するもの

- ニ J I S A五五四七（発泡プラスチック保温板用接着剤）又はJ I S A〇〇〇〇（造作用接着剤）（※ J I S制定予定）に規定する再生ゴム系溶剤形接着剤のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するもの
- 八 J I S A九五〇四（人造鉱物繊維保温材）に規定するグラスウール保温材のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するもの
- 九 J I S A九五〇四（人造鉱物繊維保温材）に規定するロックウール保温材のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するもの

【第三種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件】

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十条の五第一項第三号の規定に基づき、第三種ホルムアルデヒド発散建築材料を次のように定める。

第三種ホルムアルデヒド発散建築材料は、次に掲げる建築材料（建築物の部分として使用した状態で五年以上経過しているものを除く。）とする。

- 一 合板の日本農林規格（平成〇〇年農林水産省告示第〇〇〇〇号）に規定する合板のうち、ホルムアルデヒド放散量の性能区分がF〇〇〇（※ 現行のF_{c0}に相当する性能区分）の基準に該当するもの
- 二 フローリングの日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第千七十三号）に規定するフローリングのうち、ホルムアルデヒド放散量の性能区分がF〇〇〇（※ 現行のF_{c0}に相当する性能区分）の基準に該当するもの
- 三 構造用パネルの日本農林規格（昭和六十二年農林水産省告示第三百六十号）に規定する構造用パネルのうち、ホルムアルデヒド放散量の性能区分がF〇〇〇（※ 現行のF_{c0}に相当する性能区分）の基準に該当するもの
- 四 J I S A五九〇五（繊維板）に規定するミディアムデンシティファイバーボードのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するもの
- 五 J I S A五九〇八（パーティクルボード）に規定するパーティクルボードのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するもの
- 六 次に掲げる塗料（工事現場で施工する場合に限る。）
 - イ J I S K五四九二（アルミニウムペイント）に規定するアルミニウムペイントのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するもの
 - ロ J I S K五五一一（油性調合ペイント）に規定する油性調合ペイントのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するもの
 - ハ J I S K五五一六（合成樹脂調合ペイント）に規定する合成樹脂調合ペイントのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するもの
 - ニ J I S K五五六二（フタル酸樹脂ワニス）に規定するフタル酸樹脂ワニスのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するもの
 - ホ J I S K五五七二（フタル酸樹脂エナメル）に規定するフタル酸樹脂エナ

- メルのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するもの
- へ J I S K五五九一（油性系下地塗料）に規定する油性系下地塗料のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するもの
- ト J I S K五六二一（一般用さび止めペイント）に規定する一般用さび止めペイントのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するもの
- チ J I S K五六六七（多彩模様塗料）に規定する多彩模様塗料のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するもの
- リ J I S K五九六一（家庭用屋内木床塗料）に規定する家庭用屋内木床塗料のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するもの
- ヌ J I S K五九六二（家庭用木部金属部塗料）に規定する家庭用木部金属部塗料のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するもの
- ル J I S K〇〇〇〇（建物用床塗料）（※ J I S制定予定）に規定する建物用床塗料のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するもの
- 七 次に掲げる接着剤（工事現場で施工する場合に限る。）
- イ J I S A五五三六（床仕上げ材用接着剤）、J I S A五五三七（木れんが用接着剤）、J I S A五五三八（壁・天井ボード用接着剤）、J I S A五五四七（発泡プラスチック保温板用接着剤）又はJ I S A〇〇〇〇（造作用接着剤）（※ J I S制定予定）に規定する酢酸ビニル樹脂系溶剤形接着剤のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するもの
- ロ J I S A五五三六（床仕上げ材用接着剤）、J I S A五五三八（壁・天井ボード用接着剤）、J I S A五五四七（発泡プラスチック保温板用接着剤）又はJ I S A〇〇〇〇（造作用接着剤）（※ J I S制定予定）に規定するゴム系溶剤形接着剤のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するもの
- ハ J I S A五五三六（床仕上げ材用接着剤）又はJ I S A〇〇〇〇（造作用接着剤）（※ J I S制定予定）に規定するビニル共重合樹脂系溶剤形接着剤のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するもの

- ニ J I S A五五四七 (発泡プラスチック保温板用接着剤) 又は J I S A〇〇〇〇 (造作用接着剤) (※ J I S 制定予定) に規定する再生ゴム系溶剤形接着剤のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分が F〇〇〇 (※ 現行の E₀ に相当する区分) の基準に該当するもの
- 八 グラスウールを用いた建築材料で、次に掲げるもの
 - イ J I S A九五〇四 (人造鉱物繊維保温材) に規定するグラスウール保温材のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分が F〇〇〇 (※ 現行の E₀ に相当する区分) の基準に該当するもの
 - ロ J I S A九五二一 (住宅用人造鉱物繊維断熱材) に規定するグラスウールの断熱材のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分が F〇〇〇 (※ 現行の E₀ に相当する区分) の基準に該当するもの
 - ハ J I S A九五二三 (吹込み用繊維質断熱材) に規定する吹込み用のグラスウールの断熱材のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分が F〇〇〇 (※ 現行の E₀ に相当する区分) の基準に該当するもの
- 九 ロックウールを用いた建築材料で、次に掲げるもの
 - イ J I S A九五〇四 (人造鉱物繊維保温材) に規定するロックウール保温材のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分が F〇〇〇 (※ 現行の E₀ に相当する区分) の基準に該当するもの
 - ロ J I S A九五二一 (住宅用人造鉱物繊維断熱材) に規定するロックウールの断熱材のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分が F〇〇〇 (※ 現行の E₀ に相当する区分) の基準に該当するもの

【ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な機械換気設備及び中央管理方式の空気調和設備の構造方法を定める件】

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十条の六第一項第一号イ(3)及びロ(3)並びに同号ハの規定に基づき、ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる換気設備の構造方法を次のように定める。

第一 機械換気設備の構造方法

建築基準法施行令（以下「令」という。）第二十条の六第一項第一号イ(3)又はロ(3)に規定するホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる機械換気設備の構造方法は、次に定めるものとする。

一 給気機又は排気機の構造は、換気経路の全圧力損失（直管部損失、局部損失、諸機器その他における圧力損失の合計をいう。）を考慮して計算により確かめられた必要な給気能力又は排気能力を有するものであること。ただし、次のイ又はロに適合する機械換気設備の給気機又は排気機にあっては、この限りでない。

イ 機械換気設備を設ける居室の規模若しくは構造又は換気経路その他の機械換気設備の構造により、衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保できることが明らかなものであること。

ロ 平成十三年国土交通省告示第千三百四十七号の評価方法基準の第五の6-2・⑤から⑧までの規定により換気回数を算出した機械換気設備で、当該換気回数に居室の床面積（単位 平方メートル）及び居室の天井の高さ（単位 メートル）を乗じた数値が令第二十条の六第一項第一号イ・の式によって計算した必要有効換気量以上であるものであること。

二 給気口、排気口、給気機又は排気機の構造は、居室（常時開放された開口部を通じてこれと相互に通気確保される廊下その他の建築物の部分を含む。以下同じ。）の通常の使用時に、開放又は作動した状態の保持に支障が生じないものであること。

三 居室の天井裏、小屋裏、床裏、壁、物置その他これらに類する部分（間仕切壁以外の部分で平成十一年建設省告示第九百九十八号3・ロに規定する連続した気密層又はこれと同等以上の気密性を有する部分により居室と区画された構造のもの及び間仕切り壁で当該間仕切り壁の天井又は床に接する部分を合板又はこれと同等以上の気密性を有する材料で覆ったものを除く。以下この号において「天井裏等」という。）の下地、断熱材その他これらに類する面材の部分に令第二十条の五第一項第二号に規定する第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、同項第三号に規定する第二種ホルムアルデヒド発散建築材料又は同条第二項の規定により認定

を受けた建築材料を使用するものに設ける換気設備にあつては、次のイからハまでのいずれかに適合するものであること。

イ 給気機及び排気機を設ける場合にあつては、給気機及び排気機の構造は、居室の内部の空気圧が天井裏等（天井裏等のうち令第二十条の五第一項第三号に規定する第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、同項第四号に規定する第二種ホルムアルデヒド発散建築材料及び同条第二項の規定により認定を受けた建築材料以外の建築材料のみを使用する部分を除く。ハにおいて同じ。）の空気圧を下回らないものであること。

ロ 給気機及び排気口を設けるものであること。

ハ 給気口及び排気機を設ける場合にあつては、排気機の構造は、当該排気機による居室の換気に加え、当該排気機又は別の排気機により天井裏等の換気を行うものであること。

第二 中央管理方式の空気調和設備の構造方法

令第二十条の六第一項第一号ハに規定するホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる中央管理方式の空気調和設備の構造方法は次の各号に適合するものとする。

- 一 有効換気量（立方メートル毎時で表した量とする。）が、次の式によって計算した必要有効換気量以上であること。ただし、有効換気量が令第二十条の六第一項第一号イ・の式によって計算した必要有効換気量以上である中央管理方式の空気調和設備で、令第二十条の五第一項第三号の規定に適合する居室に設けるものにあつては、この限りでない。

$$V_r = 10 (E + 0.02nA)$$

この式において、 V_r 、 E 、 n 及び A は、それぞれ次の数値を表すものとする。

V_r 必要有効換気量（単位 一時間につき立方メートル）

E 当該居室の壁、床及び天井（天井のない場合においては、屋根）並びにこれらの開口部に設ける戸その他の建具の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げに用いる建築材料からのホルムアルデヒドの発散量（単位 一時間につきミリグラム）

n 令第二十条の五第一項第三号の表備考一の号に規定する住宅等の居室にあつては三、その他の居室にあつては一

A 居室の床面積（単位 平方メートル）

- 二 第一の第一号から第三号までに適合するものであること。

【ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる住宅等の居室又はその他の居室の構造を定める件】

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十条の五第一項第三号の表の規定に基づき、換気回数が〇・七以上の機械換気設備を設けた場合に相当する換気が確保される居室の構造方法及び換気回数が〇・五以上〇・七未満の機械換気設備を設けた場合に相当する換気が確保される居室の構造方法を、同令第二十条の六第二項の規定に基づき、同条第一項に規定する基準に適合する換気設備を設ける住宅等の居室又はその他の居室とそれぞれ同等以上にホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる住宅等の居室及びその他の居室の構造方法をそれぞれ次のように定める。

第一 換気回数が〇・七以上の機械換気設備を設ける場合に相当する換気が確保された住宅等の居室及びその他の居室

建築基準法施行令（以下「令」という。）第二十条の五第一項第三号の表に規定する換気回数が〇・七以上の機械換気設備を設けた場合と同等以上の換気が確保され、かつ、令第二十条の六第二項に規定する同条第一項に規定する基準に適合する換気設備を設ける住宅等の居室又はその他の居室とそれぞれ同等以上にホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる住宅等の居室及びその他の居室の構造方法は、次の各号に適合するものであること。

- 一 天井の高さが二・七メートル以上であること。
- 二 次のイからハマまでに適合する機械換気設備を設けるものであること。
 - イ 令第二十条の六第一項第一号イ・又はロ・及び第二号並びに第二百二十九条の二の六第二項に適合するものであること。
 - ロ 有効換気量（立方メートル毎時で表した量とする。以下同じ。）又は有効換気換算量（令第二十条の六第一項第一号ロ・に規定する有効換気換算量をいい、立方メートル毎時で表した量とする。以下同じ。）が次の式によって計算した必要有効換気量以上であること。

$$V_r = n A h$$

この式において、 V_r 、 n 、 A 及び h は、それぞれ次の数値を表すものとする。

V_r 必要有効換気量（単位 一時間につき立方メートル）

n 天井の高さが三・三メートル未満の居室にあっては〇・六、天井の高さが三・三メートル以上四・一メートル未満の居室にあっては〇・

五、天井の高さが四・一メートル以上五・四メートル未満の居室にあつては〇・四、天井の高さが五・四メートル以上八・一メートル未満の居室にあつては〇・三、天井の高さが八・一メートル以上十六・一メートル未満の居室にあつては〇・二、天井の高さが十六・一メートル以上の居室にあつては一・六一を天井の高さ（単位 メートル）で除した数値

A 居室の床面積（単位 平方メートル）

h 居室の天井の高さ（単位 メートル）

- ハ 一の機械換気設備が二以上の居室に係る場合にあつては、当該換気設備の有効換気量又は有効換気換算量が、当該二以上の居室のそれぞれの必要有効換気量の合計以上であること。

第二 換気回数〇・五以上〇・七未満の機械換気設備を設ける場合に相当する換気が確保された居室

令第二十条の五第一項第三号の表に規定する換気回数が〇・五以上〇・七未満の機械換気設備を設けた場合と同等以上の換気が確保され、かつ、令第二十条の六第二項に規定する同条第一項に規定する基準に適合する換気設備を設ける住宅等の居室又はその他の居室とそれぞれ同等以上にホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる住宅等の居室及びその他の居室の構造方法は、次の各号のいずれかに適合するものであること。

一 次のイ及びロに適合するものであること。

イ 天井の高さが二・九メートル以上であること。

ロ 次の・から・までに適合する機械換気設備を設けるものであること。

・ 令第二十条の六第一項第一号イ・又はロ・及び第二号並びに第二百二十九条の二の六第二項に適合するものであること。

・ 機械換気設備の有効換気量又は有効換気換算量が次の式によって計算した必要有効換気量以上であること。

$$V_r = n A h$$

この式において、 V_r 、 n 、 A 及び h は、それぞれ次の数値を表すものとする。

V_r 必要有効換気量（単位 一時間につき立方メートル）

n 天井の高さが三・九メートル未満の居室にあつては〇・四、天井の高さが三・九メートル以上五・八メートル未満の居室にあつては〇・三、天井の高さが五・八メートル以上十一・五メートル未満の居室にあつては〇・二、天井の高さが十一・五メートル以

$$\left[\begin{array}{l} \text{上の居室にあつては一・一五を天井の高さ（単位　メートル）で} \\ \text{除した数値} \\ \text{A 居室の床面積（単位　平方メートル）} \\ \text{h 居室の天井の高さ（単位　メートル）} \end{array} \right]$$

- ・ 一の機械換気設備が二以上の居室に係る場合にあっては、当該換気設備の有効換気量又は有効換気換算量が、当該二以上の居室のそれぞれの必要有効換気量の合計以上であること。

二 常時外気に開放された開口部の換気上有効な面積及び屋外と居室との間で相互に通気確保できる隙間の換気上有効な面積の合計が、床面積一平方メートルあたり十五平方センチメートル以上であること。

三 住宅の居室、ホテル、旅館又は下宿の宿泊室その他これらに類する居室以外の居室で、当該居室の使用時に外気に開放される開口部の換気上有効な面積及び屋外と居室との間で相互に通気確保できる隙間の換気上有効な面積の合計が、床面積一平方メートルあたり十五平方センチメートル以上であること。

四 真壁造（壁に合板その他これに類する建築材料を用いないものに限る。）の建築物の居室で、外壁の開口部に設ける建具に木で造られた枠（屋外と居室との間で相互に通気確保できる隙間を有するものに限る。）を用いたものであること。

第三 その他のホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気確保することができる居室

第一及び第二に規定する居室以外の居室で、令第二十条の六第二項に規定する同条第一項に規定する基準に適合する換気設備を設ける住宅等の居室以外の居室と同等以上にホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気確保することができる住宅等の居室以外の居室の構造方法は、次の各号に適合するものであること。

- 一 天井の高さが三・五メートル以上であること。
- 二 次のイからハまでに適合する機械換気設備を設けるものであること。
 - イ 令第二十条の六第一項第一号イ・又はロ・及び第二号並びに第二百二十九条の二の六第二項に適合するものであること。
 - ロ 有効換気量又は有効換気換算量が次の式によって計算した必要有効換気量以上であること。

$$V_r = n A h$$

$$\left[\begin{array}{l} \text{この式において、} V_r、n、A \text{ 及び } h \text{ は、それぞれ次の数値を表すものと} \\ \text{する。} \end{array} \right]$$

- Vr 必要有効換気量 (単位 一時間につき立方メートル)
- n 天井の高さが七・〇メートル未満の居室にあつては〇・二、天井の高さが七・〇メートル以上の居室にあつては〇・七を天井の高さ (単位 メートル) で除した数値
- A 居室の床面積 (単位 平方メートル)
- h 居室の天井の高さ (単位 メートル)

ハ 一の機械換気設備が二以上の居室に係る場合にあつては、当該換気設備の有効換気量又は有効換気換算量が、当該二以上の居室のそれぞれの必要有効換気量の合計以上であること。

シックハウス対策に係る 技術的基準(政令・告示)案の概要

1. 規制対象とする化学物質

クロルピリホス及びホルムアルデヒドとする。

2. クロルピリホスに関する規制

居室を有する建築物には、クロルピリホスを添加した建材の使用を禁止する。

3. ホルムアルデヒドに関する規制

○内装の仕上げの制限

居室の種類及び換気回数に応じて、内装仕上げに使用するホルムアルデヒドを発散する建材の面積制限を行う。

○換気設備の義務付け

ホルムアルデヒドを発散する建材を使用しない場合でも、家具からの発散があるため、原則として全ての建築物に機械換気設備の設置を義務付ける。

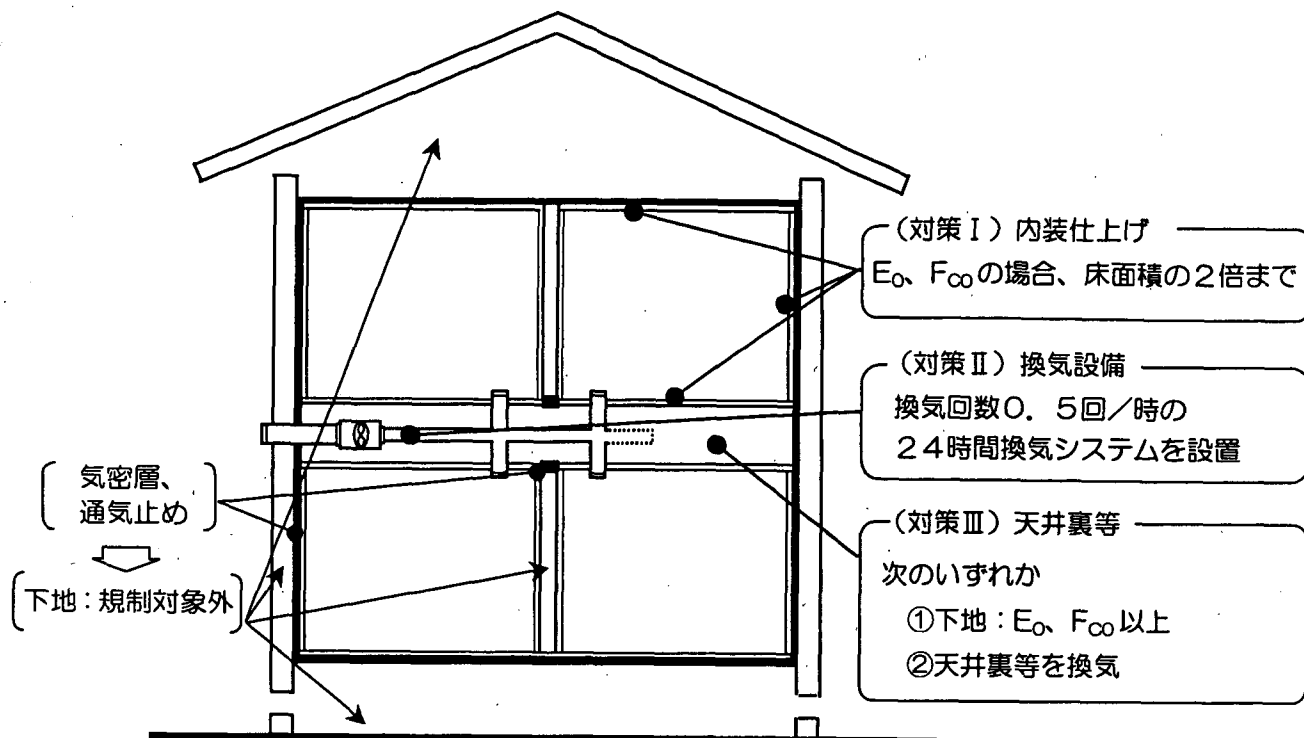
○天井裏等の制限

天井裏等については、下地材をホルムアルデヒドの発散の少ない建材とするか、機械換気設備を天井裏等も換気できる構造とする。

住宅のタイプ別の対応方法の例

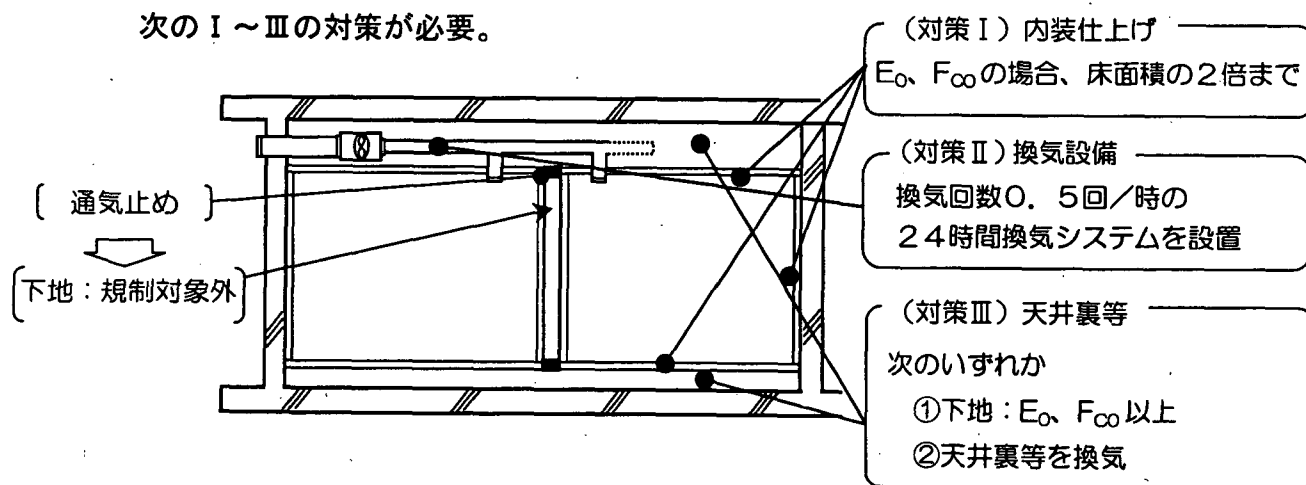
① 一戸建て住宅

次のⅠ～Ⅲの対策が必要。



② 共同住宅の住戸

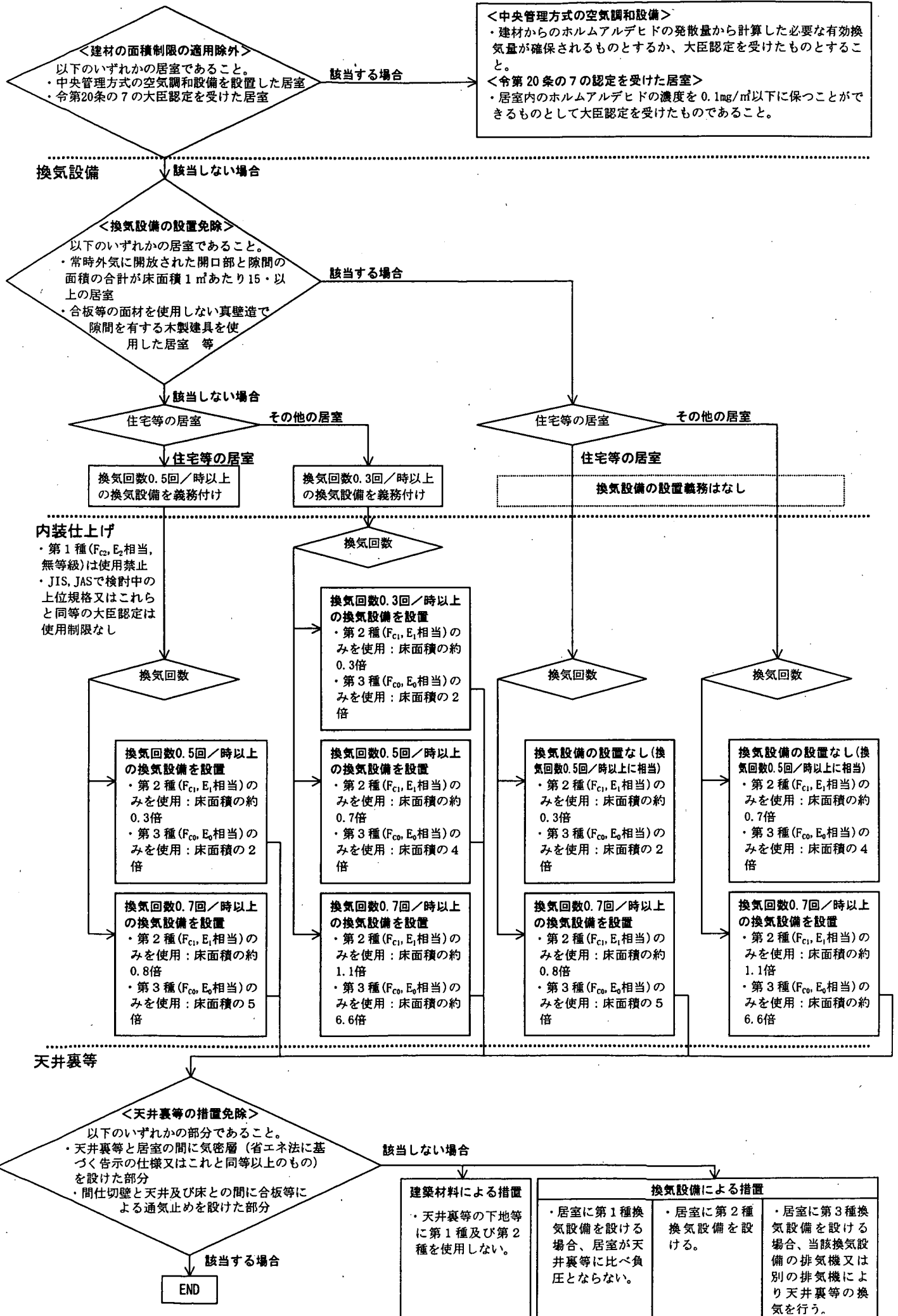
次のⅠ～Ⅲの対策が必要。



※伝統家屋（土壁真壁造でサッシを用いないもの）等については、内装仕上げの面積制限（対策Ⅰ）のみを適用する。

※JIS、JASで整備を予定しているE₀、F_{∞0}の上位規格の建材については、内装仕上げの面積制限の対象から除外する。

※E₂、F_{C2}及び無等級の建材については、内装仕上げ材への使用を禁止する。E₁、F_{C1}の建材については、局所的な内装仕上げに限定する。



シックハウス対策に係る 技術的基準(政令・告示)案について

1. 規制対象物質【令第20条の4】

政令で定める化学物質は、クロルピリホス及びホルムアルデヒドとする。

2. クロルピリホスに関する建築材料の規制【令第20条の5第1項第1号】

クロルピリホスを添加した建築材料を用いないこと。

※ クロルピリホスが添加された建築材料のうち、建築物の部分として5年以上使用したものは除外。【告示(案)1p】

3. ホルムアルデヒドに関する建築材料及び換気設備の規制

(1) 内装の仕上げの制限【令第20条の5(第1項第1号以外)】

①建築材料の区分【令第20条の5第1項第2号【第1種】、第3号【第2種、第3種】、第2項～第4項【認定】、告示(案)2p【第1種】、8p【第2種】、11p【第3種】】

ホルムアルデヒドの発散速度(※1)	告示で定める建築材料		大臣認定を受けた建築材料	内装の仕上げの制限
	名称	対応する規格		
0.005mg/m ³ h以下		JIS, JASで検討中の上位規格	第20条の5第4項の認定	制限なし
0.005mg/m ³ h超 0.02 mg/m ³ h以下	第3種ホルムアルデヒド発散建築材料	JIS, JASのE ₀ , Fc ₀	第20条の5第3項の認定(第3種ホルムアルデヒド発散建築材料とみなす)	使用面積を制限
0.02 mg/m ³ h超 0.12 mg/m ³ h以下	第2種ホルムアルデヒド発散建築材料	JIS, JASのE ₁ , Fc ₁	第20条の5第2項の認定(第2種ホルムアルデヒド発散建築材料とみなす)	
0.12 mg/m ³ h超	第1種ホルムアルデヒド発散建築材料	JIS, JASのE ₂ , Fc ₂ , 無等級	/	使用禁止

※1 測定条件：温度28℃、相対湿度50%、ホルムアルデヒド濃度0.1mg/m³(=指針値)

※2 建築物の部分に使用して5年経過したものについては、制限なし。

②第1種ホルムアルデヒド発散建築材料の使用禁止【令第20条の5第1項第2号】

第1種ホルムアルデヒド発散建築材料については、居室の内装の仕上げへの使用を禁止する。

※「居室」には、常時開放された開口部を通じて居室と相互に通気が確保される廊下等が含まれる(以下同じ。)

※「内装」とは、壁、床及び天井(天井が無い場合は屋根)とこれらの開口部に設ける建

具(戸等)の室内に面する部分であるが、回り縁、窓台等の部分を除く面的な部分を対象とする(以下同じ。)

③第2種・第3種ホルムアルデヒド発散建築材料の使用面積の制限【令第20条の5第1項第3号】

第2種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第3種ホルムアルデヒド発散建築材料については、次の式を満たすように、居室の内装の仕上げの使用面積を制限する。

$$N_2 S_2 + N_3 S_3 \leq A$$

N_2 : 次の表の(一)の欄の数値
 N_3 : 次の表の(二)の欄の数値
 S_2 : 第2種ホルムアルデヒド発散建築材料の使用面積
 S_3 : 第3種ホルムアルデヒド発散建築材料の使用面積
 A : 居室の床面積

居室の種類	換気	(一)	(二)
		住宅等の居室(※1)	0.7回/h以上(※2)
	その他(0.5回/h以上0.7回/h未満)(※2)	2.8	0.50
住宅等の居室以外の居室	0.7回/h以上(※2)	0.88	0.15
	0.5回/h以上0.7回/h未満(※2)	1.4	0.25
	その他(0.3回/h以上0.5回/h未満)(※2)	3.0	0.50

※1 住宅等の居室とは、住宅の居室、下宿の宿泊室、寄宿舎の寝室、家具その他これに類する物品の販売業を営む店舗の売場をいう。

※2 換気について、表に示す換気回数(※2)の機械換気設備を設けた場合と同等以上の換気が確保されるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの【告示(案)16pの第1(0.7回/h相当), 17pの第2各号(0.5回/h相当), 18pの第3(0.3回/h相当)】又は国土交通大臣の認定を受けたものを含む。

④適用除外

以下の居室は、別途の基準等により判断するため、内装の仕上げの制限について適用除外とする。

- ・一定の基準(令第20条の6第1項第1号ハ)に適合する中央管理方式の空気調和設備を設ける居室【令第20条の5第5項】
- ・1年を通じて、居室内の人が通常活動することが想定される空間のホルムアルデヒドの濃度を0.1mg/m³以下に保つことができるものとして国土交通大臣の認定を受けた居室(注:換気設備の基準も適用除外。)(令第20条の7)

(2) 換気設備の設置の義務付け【令第20条の6】

①次のいずれかの換気設備の設置を義務付け。【令第20条の6第1項第1号】

a【第1号イ】	b【第1号ロ】	c【第1号ハ】
機械換気設備(b以外)	空気を浄化して供給する方式の機械換気設備	中央管理方式の空気調和設備
○機械換気設備の一般的な技術的基準(令第129条の2の6第2項)に適合すること。	○中央管理方式の空気調和設備の一般的な技術的基準(令第129条の2の6第3項)に適合すること。	
○住宅等の居室で換気回数0.5回/h以上、その他の居室で換気回数0.3回/h以上の換気が確保できる有効換気量を有すること。【第1号イ(1)】	○住宅等の居室で換気回数0.5回/h以上、その他の居室で換気回数0.3回/h以上の有効換気量に相当する有効換気換算量(次の式により計算)を有することについて、告示基準に適合するもの又は大臣認定を受けたものとする。 $Vq = Q(1 - C/Cr) + V$ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> Vq : 有効換気換算量 Q : 浄化して供給する空気の量 C : 浄化した空気に含まれるホルムアルデヒドの量 Cr : 居室内の空気に含まれるホルムアルデヒドの量 V : 有効換気量 </div> 【第1号ロ(1)】	○原則として、次の式によって計算した数値以上の有効換気量を換気する能力を有するものであること。 $V = 10(E + 0.02nA)$ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> V : 有効換気量 E : 内装の仕上げのホルムアルデヒドの発散量 n : 住宅等の居室の場合は3、その他の居室の場合は1 A : 居室の床面積 </div> 【告示(案)15pの第2第1号】
○給気機又は排気機は、原則として、換気経路の全圧力損失を考慮した計算により確かめられた必要な能力を有するものであること。【告示(案)14pの第1第1号等】		
○居室の通常の使用時に、作動等の状態の保持に支障が生じないものであること。【告示(案)14pの第1第2号等】		

※1 1つの機械換気設備が2以上の居室に係る場合の有効換気量は、それぞれの居室に必要な有効換気量の合計以上とすること。【令第20条の6第1項第1号イ(2)等】

※2 非常用エレベーターの設置が必要な建築物等に設ける機械換気設備(1の居室のみに係るものを除く。)又は中央管理方式の空気調和設備の制御及び作動状況の監視は中央管理室においてできること。【令第20条の6第1項第2号】

②適用除外

以下の居室は、別途の措置が講じられているため、①に適合する換気設備を設けなくとも良いこととする。

a. 開口部・隙間による換気が確保される居室(換気回数0.5回/h相当)

- ・常時外気に開放された開口部と隙間の換気上有効な面積の合計が、床面積1㎡あたり15・以上設けられた居室【令第20条の6第2項, 告示(案)18pの第2第2号】
- ・就寝系用途の居室(住宅の居室、ホテル・旅館・下宿の宿泊室等)以外の居室で、使用時に外気に開放される開口部と隙間の換気上有効な面積の合計が、床面積1㎡あたり15・以上設けられた居室【令第20条の6第2項, 告示(案)18pの第2第3号】
- ・真壁造(壁に合板等の面材を用いないものに限る。)の建築物の居室で、外壁等の開口部の建具に木製枠(通気が確保できる隙間を有するものに限る。)を用いた居室【令第20条の6第2項, 告示(案)18pの第2第4号】

b. 天井の高度が高い居室で換気回数の緩和を受けるもの

- ・天井の高度が一定の高度以上の居室で、天井の高度に応じて次表の有効換気量又は有効換気換算量が確保された機械換気設備を設ける居室【令第20条の6第2項, 告示(案)16pの第1(換気回数0.7回/h相当), 17pの第2第1号(換気回数0.5回/h相当), 18pの第3(換気回数0.3回/h相当)】

<換気回数0.7回/h相当の換気が確保される居室/天井の高度2.7m以上>

天井の高度(m)	2.7以上 3.3未満	3.3以上 4.1未満	4.1以上 5.4未満	5.4以上 8.1未満	8.1以上 16.1未満	16.1以上
換気回数(回/h)	0.6	0.5	0.4	0.3	0.2	1.61/天井の高度(m)

<換気回数0.5回/h相当の換気が確保される居室/天井の高度2.9m以上>

天井の高度(m)	2.9以上 3.9未満	3.9以上 5.8未満	5.8以上 11.5未満	11.5以上
換気回数(回/h)	0.4	0.3	0.2	1.15/天井の高度(m)

<換気回数0.3回/h相当の換気が確保される居室/天井の高度3.5m以上>

天井の高度(m)	3.5以上 7.0未満	7.0以上
換気回数(回/h)	0.2	0.7/天井の高度(m)

- ### c. 1年を通じて、居室内の人が通常活動することが想定される空間のホルムアルデヒドの濃度を0.1mg/m³以下に保つことができるものとして国土交通大臣の認定を受けた居室(注: 建築材料の使用制限も適用除外。)
- 【令第20条の7】

(3) 天井裏等の制限【令第20条の6第1項第1号イ(3)等, 告示(案)の14p第1第3号等】

機械換気設備又は中央管理方式の空気調和設備を設ける場合には、天井裏等(天井裏、小屋裏、床裏、壁、物置その他これらに類する部分)から居室へのホルムアルデヒドの流入を抑制するため、以下のいずれかの措置が講じられていること。

建築材料による措置	<ul style="list-style-type: none"> ・天井裏等に第1種、第2種ホルムアルデヒド発散建築材料を使用しないこと。 	(適用除外) <ul style="list-style-type: none"> ・天井裏等と居室の間に気密層(省エネ法に基づく告示の仕様又はこれと同等以上のもの)を設けた部分 ・間仕切壁と天井及び床との間に合板等による通気止めを設けた部分
換気設備による措置	<ul style="list-style-type: none"> ・第1種機械換気設備を設ける場合で居室内部の空気圧が天井裏等の空気圧を下回らないものであること。 ・第2種機械換気設備を設けること。 ・第3種機械換気設備を設ける場合で居室内部と併せて、又は別の換気設備により天井裏等の換気も行うものであること。 	

シックハウス対策に係る 技術的基準(政令・告示)案の補足説明資料

I. 第一種～第三種ホルムアルデヒド発散建築材料の告示案について

1. 建築材料の区分と JIS・JAS の規格改正との関係

(1) JIS・JAS 規格の改正(予定)

現在、建材のホルムアルデヒド対策のための JIS・JAS 規格の改正作業が進められており、平成 15 年 3 月を目途に次の等級区分が新設されるほか、現行の E₀、F_{c0}等の記号についても見直しが行われる予定です。

	検討中の上位規格(建築基準法の規制対象外となる建築材料に該当)
JIS	現行の E ₀ より放出量が少ない区分
JAS	① 現行の F _{c0} より放出量が少ない性能区分 ② 「接着剤等不使用」の表示をする区分 ③ 「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」の表示をする区分 ④ 「ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」の表示をする区分 ⑤ 「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」の表示をする区分

⇒ 今回の告示案は、この規格改正が行われた場合を前提に作成しています。

建築材料の区分	対応する現行の JIS・JAS 規格	今回の告示案の表記
第一種ホルムアルデヒド発散建築材料	E ₂ (JIS)、無等級 F _{c2} (JAS)、無等級	××板(F○○○○, F○○○, F○○, 「接着剤等不使用」…を除く。)
第二種ホルムアルデヒド発散建築材料	E ₁ (JIS) F _{c1} (JAS)	F○○
第三種ホルムアルデヒド発散建築材料	E ₀ (JIS) F _{c0} (JAS)	F○○○
規制対象外となる建築材料		F○○○○、「接着剤等不使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」、「ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」

(2) 告示の制定・改正スケジュール

今後の告示の制定・改正のスケジュールについては、今回のパブリック・コメント終了後速やかに第一種～第三種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める告示を制定するとともに、平成 15 年 3 月を目途に予定されている JIS・JAS の規格改正が行われた時点で、再度これらの告示を改正する予定です。

2. 規制対象となる建築材料の範囲

(1) 以下の告示案で列挙されている建築材料は、

- ① 内装仕上げの制限
- ② 天井裏等の制限

の両方の制限の対象となるので、通常、内装仕上げに使われない建築材料も列挙されています。

(2) 規制対象となる範囲は、内装仕上げ、天井裏とも、面的な部分であり、柱等の軸材や回り縁、窓台、巾木、手すり等の造作部分、建具枠、間柱、胴縁、部分的に用いる塗料、接着剤等は対象外となります。

(3) 次の部分は、内装仕上げに該当します。

- ・ 室内に直接面するボード類（表面化粧等の二次加工を含む）
- ・ 壁紙等の透過性の材料を貼ったボード類（壁紙等だけでなく壁紙等を貼ったボード類までが内装仕上げ）

(4) また、次の部分は、内装仕上げではなく、天井裏等に該当します。

- ・ 室内に直接面するボード類・壁紙等の透過性の材料を貼ったボード類の裏面に貼られたボード類
- ・ 室内に直接面するボード類・壁紙等の透過性の材料を貼ったボード類の裏面に塗布された接着剤

(5) 以上の点は、政令及び告示の運用として明確化します。

3. その他

(1) 第一種ホルムアルデヒド発散建築材料の告示案第六号には、第一号から第五号以外の建築材料で、工場で板状に成型した木質建材（例 造作用集成材、造作用単板積層材）が該当します。なお、これらの表面にユリア樹脂接着剤等を用いて二次加工をしたもの（例 突板仕上げ）は、第六号には該当しませんが、第十号に該当し、規制対象となります。

(2) 同告示案第十号には、工事現場で施工するもののほか、ホルムアルデヒド水溶液を用いたでん粉系接着剤を面的に塗布した建具（例 ふすま）や、ボード類の表面にユリア樹脂接着剤等を用いて二次加工をしたもの（例 突板仕上げ）が該当します。ただし、JIS・JASで等級区分されているもの（＝第一号から第五号まで、第十二号イ、ハ及びニ並びに第十三号イ及びハのかっこ書掲げる建築材料に含まれるもの。JIS・JASに二次加工の基準があるものはそれを含む。）は、除外されます。

(参考) ホルムアルデヒド発散建築材料一覧

区分	ホルムアルデヒド発散建築材料			
	第一種 (E ₂ , F _{C2} 以下、無等級)	第一種から除外されるもの	第二種 (E ₁ , F _{C1})	第三種 (E ₀ , F _{C0})
①合板	合板	FOOOO FOOO FOO 「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」 「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」	FOO	FOOO
②フローリング	フローリング	FOOOO FOOO FOO 「接着剤等不使用」 「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」 「ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」 「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」	FOO	FOOO
③構造用パネル	構造用パネル	FOOOO FOOO FOO 「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」	FOO	FOOO
④MDF	MDF	FOOOO FOOO FOO	FOO	FOOO
⑤パーティクルボード	パーティクルボード	FOOOO FOOO FOO	FOO	FOOO
⑥その他の木質建材	ひき板等をホルムアルデヒド系接着剤で板状に成型したもの	—	—	—
⑦壁紙	壁紙	FOOOO	—	—
⑧塗料 (現場施工)	アルミウムペイント 油性調合ペイント 合成樹脂調合ペイント フタル酸樹脂ニス フタル酸樹脂エマル 油性系下地塗料 一般用さび止めペイント 多彩模様塗料 家庭用屋内木床塗料	FOOOO FOOO FOO	FOO	FOOO

	家庭用木部金属部塗料 建物用床塗料			
⑨接着剤(現場 施工)	酢酸ビニル樹脂系溶剤形 接着剤 ゴム系溶剤形接着剤 ビニル共重合樹脂系溶剤 形接着剤 再生ゴム系溶剤形接着剤	FOOOO FOOO FOO	FOO	FOOO
⑩接着剤(現場 施工、二次加 工等)	壁紙施工用でん粉系接 着剤	FOOOO	-	-
	(ホルムアルデヒド系) 建具用 でん粉系接着剤 ウリア樹脂接着剤 マミン樹脂接着剤 マミン・ウリア共縮合樹脂接 着剤 フェノール樹脂接着剤 レゾルノール樹脂接着剤	-	-	-
⑪仕上塗材	内装合成樹脂エマルジョン系 薄付け仕上塗材 内装合成樹脂エマルジョン系 厚付け仕上塗材 軽量骨材仕上塗材 合成樹脂エマルジョン系複層 仕上塗材 防水形合成樹脂エマルジョン 系複層仕上塗材	FOOOO	-	-
⑫グラスウール 製品	グラスウール保温板 グラスウール波形保温板 グラスウール保温帯 グラスウール保温筒 浮き床用グラスウール緩衝材	FOOOO FOOO FOO	FOO	FOOO
	グラスウール断熱材 吹込み用グラスウール断熱材	FOOOO FOOO	-	FOOO
⑬ロックウール 製品	ロックウール保温板 ロックウールフェルト ロックウール保温帯 ロックウール保温筒 浮き床用ロックウール緩衝材	FOOOO FOOO FOO	FOO	FOOO
	ロックウール断熱材	FOOOO FOOO	-	FOOO
⑭ウリア樹脂断熱 材等	ウリア樹脂断熱材 ウリア樹脂板	-	-	-
⑮マミン樹脂断熱 材	マミン樹脂断熱材	-	-	-

⑩メラミン・ユリア共縮合樹脂断熱材	メラミン・ユリア共縮合樹脂断熱材	-	-	-
⑪フェノール樹脂断熱材	フェノール樹脂断熱材	-	-	-

II. 換気設備関係の政令・告示案について

1. 機械換気設備の政令案について

(1) 令第129条の2の6第2項の基準

建築基準法令では、機械換気設備を設ける場合の一般的な基準として、令第129条の2の6第2項が定められています。このため、シックハウス対策の換気設備についても当該基準への適合を求めることとしています。

<参照条文>

(換気設備)

第129条の2の6 略

- 2 建築物に設ける機械換気設備は、次に定める構造としなければならない。
 - 一 換気上有効な給気機及び排気機、換気上有効な給気機及び排気口又は換気上有効な給気口及び排気機を有すること。
 - 二 給気口及び排気口の位置及び構造は、当該居室内の人が通常活動することが想定される空間における空気の分布を均等にし、かつ、著しく局部的な空気の流れを生じないようにすること。
 - 三 給気機の外気取り入れ口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口には、雨水又はねずみ、虫、ほこりその他衛生上有害なものを防ぐための設備をすること。
 - 四 直接外気に開放された給気口又は排気口に換気扇を設ける場合には、外気の流れによつて著しく換気能力が低下しない構造とすること。
 - 五 風道は、空気を汚染するおそれのない材料で造ること。
- 3 略

(2) 居室の天井の高さ

政令案及び告示案中の「居室の天井の高さ」は、室の床面から測り、一室で天井の高さが異なる部分がある場合においては、その平均の高さによるものとします。

2. ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な機械換気設備の構造方法を定める件の告示案について

(1) 全圧力損失を考慮した計算の特例

告示案第一第一号口の「平成十三年国土交通省告示第千三百四十七号」とは、品確法（住宅の品質の確保の促進等に関する法律[平成13年法律第81号]）に基づく「評価方法基準」のことです。

(2) 通常の使用時に、開放又は作動した状態の保持に支障が生じないもの

告示案第一第二号の「通常の使用時に、開放又は作動した状態の保持に支障が生じないもの」とは、例えば、住宅の居室においてシックハウス対策で設置する換気設備の有効換気量が大きなものである場合に当該換気設備により生じる空気の流れによる不快感を生じたり、居室内の温度・湿度への影響が著しいときに

は、当該換気設備が使用されないおそれが高くなることから、そのような事態を避けるため、大風量の換気設備をシックハウス対策の換気設備としても使用する場合等に大風量モードと常時モードを切り替えて運転できる等の措置を講じることを求めているものです。

(3) 居室の天井裏等

○ 告示案第一第三号の「天井裏等」は、「天井裏、小屋裏、床裏、壁、物置その他これらに類する部分（・・・略・・・）」と定義されていますが、列挙している部分のほか、押入れ等の収納スペース等が天井裏等に該当します。

ただし、収納スペースであってもドアのアンダーカット等を設けることにより、換気計画し居室と一体的に換気を行う部分については、令第20条の5第1項第2号の規定〔居室（常時開放された開口部を通じてこれと相互に通気が確保される廊下その他の建築物の部分を含む。以下同じ。）〕により、居室として取り扱うこととなります。

○ 告示案第一第三号で引用している「平成十一年建設省告示第九百九十八号」とは、省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律〔昭和54年法律第49号〕）に基づく「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計及び施工の指針」のことです。

○ 告示案第一第三号イの「居室の内部の空気圧が天井裏等（・・・略・・・）の空気圧を下回らないもの」には、排気機の構造が「当該排気機による居室の換気に加え、当該排気機又は別の排気機により天井裏等の換気を行うもの」も該当すると考えています。

(4) 居室内の空気を浄化して供給する方式を用いる機械換気設備、有効換気換算量

○ 建築基準法令上「有効換気量」が「環境衛生上支障のない状態で、かつ、有効に室内に供給される新鮮空気量」をいうことから、居室内の空気を回収し、これをホルムアルデヒドに関して浄化し、浄化した空気を再度居室に供給する機能を有する機械換気設備の換気能力については、有効換気量では適切に評価できないことから、当該機械換気設備の換気能力を表すものとして「有効換気換算量」を令第20条の6第1項第1号ロ(1)の式で定義し、一般的な機械換気設備とは別に基準を定めることとしました。

○ 令第20条の6第1項第1号ロ(1)では、告示仕様（国土交通大臣が定めた構造方法）又は国土交通大臣の認定により基準への適合を判断する旨の規定となっていますが、このような機能を有する機械換気設備については、現在、国土交通省では一般的な仕様基準を定めるための技術的知見の蓄積が十分に得られていないことから、当面はこの告示仕様は定めない予定です。

このため、このような機械換気設備を令第20条の6第1項第1号ロの基準

に基づき設置する場合には、国土交通大臣の認定を受けていただく必要があります。ただし、令第20条の6第1項第1号イに適合する機械換気設備に付加的にホルムアルデヒドを浄化する機能を追加したものを設ける場合は、国土交通大臣の認定は不要です。

3. ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる住宅等の居室又はその他の居室の構造の告示案について

(1) 機械換気設備等の設置が不要の場合について

- 告示案第二第二号の「常時外気に開放された」とは、常に外気に開放されており、当該開口部を閉じることができないという趣旨であり、屋根付のスポーツ練習場等が該当するものと考えています。
- 告示案第二第三号の「当該居室の使用時に外気に開放される開口部」とは、自動車修理工場の作業場や個人商店（八百屋、魚屋等）の店先の管理用シャッターのようにその用途の特性から使用時に必ず開放する開口部を想定して規定しているものです。
- なお、告示案第二第二号及び第三号では、これらの開口部の換気上有効な面積と通気が確保できる隙間の換気上有効な面積の合計が判断基準となっていますが、隙間の換気上有効な面積の算定が一般的には困難なことから、計画的に設計された開口部の換気上有効な面積が基準値以上となる場合にこれらの規定が適用可能となります。
- 告示案第四号は、いわゆる伝統的家屋を想定したものであり、現在、住宅等で使用されている通常の木製サッシを使用したものは、これに該当しません。
- 現在建築されている一般的な構造の住宅の居室で機械換気設備によらず必要な換気を確保しようとする場合やいわゆるハイブリッド方式の換気で機械換気設備の能力が政令・告示案の基準に適合しないもので必要な換気を確保しようとする場合等については、現在、国土交通省では一般的な仕様基準を定めるための技術的知見の蓄積が十分に得られていないことから、令第20条の6第2項又は令第20条の7の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けていただく必要があります。
- なお、令第20条の6第2項の認定と令第20条の7の認定の相違点は、前者が換気設備の適用除外のみであり、居室の内装の仕上げの建築材料の使用制限に関して令第20条の5の適用があるのに対して、後者は当該建築材料の使用制限も適用除外とすることができる点です。

(2) 天井の高さが高い居室における必要有効換気量の緩和について

令第20条の6第1項第1号イ・では、住宅等の居室で換気回数0.5回/時、

住宅等の居室以外の居室で換気回数0.3回／時に相当する換気量を必要有効換気量としていますが、天井の高さが高い居室については、同条第2項の規定に基づく告示案（ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる住宅等の居室又はその他の居室の構造の告示案）第一、第二第一号及び第三の規定により換気回数の緩和が可能となる旨を規定しています。